

## 三戸町障がい者活躍推進計画

機関名	三戸町、三戸中央病院、三戸町議会、三戸町監査委員、三戸町選挙管理委員会、三戸町農業委員会、三戸町教育委員会
任命権者	三戸町長、三戸町議会議長、三戸町代表監査委員、三戸町選挙管理委員会委員長、三戸町農業委員会会長、三戸町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）
三戸町における障がい者雇用に関する課題	<p>○【三戸町、三戸中央病院、三戸町教育委員会】</p> <p>三戸町、三戸中央病院、三戸町教育委員会で合算した令和元年度の障がい者の実雇用率は、法定雇用率を下回っています。障がい者に限定した職員の募集を毎年継続して実施しておりますが、採用には至っておりません。</p> <p>令和3年4月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定です。</p> <p>そのため、計画期間の終期までに法定雇用率の達成を目指し、障がい者に限定した職員の募集を今後も継続して実施していくとともに、全ての職員が働きやすい職場環境の整備に取り組み、障がい者である職員が活躍できるよう、支援体制の充実化を図ってまいります。</p> <p>○【三戸町議会、三戸町監査委員、三戸町選挙管理委員会、三戸町農業委員会】</p> <p>職員数が少ない任命権者の機関であり、また、三戸町が採用した職員の出向者又は兼務辞令による職員により構成されていることから、三戸町と合算して障がい者雇用率を算定しています。なお、当該任命権者の機関には、障がい者は在籍しておりません。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○【三戸町、三戸中央病院、三戸町教育委員会】</p> <p>令和2年度から、中央保育所の廃止による職員の減、三戸中央病院の機構改革、並びに会計年度任用職員制度の導入などに伴い、下表のとおりとなる予定です。</p>

	<table border="1" data-bbox="507 264 1337 443"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 264 719 309">項目</th> <th data-bbox="719 264 1031 309">現状 (R2.4 予定)</th> <th data-bbox="1031 264 1337 309">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="512 309 719 443">障がい者 雇用率</td> <td data-bbox="719 309 1031 443"> <b>2. 1 5 %</b>  (R 2. 4 月 予 定)  7 人 / 325 人 = 2.15 </td> <td data-bbox="1031 309 1337 443"> <b>2. 6 0 %</b>  325 人 × 2.60 %  = 8.45 人 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="512 495 986 528">8. 4 5 人 - 7 人 = 1. 4 5 人 → <b>2 人</b></p> <p data-bbox="512 539 587 573">(目標)</p> <p data-bbox="512 584 1209 618">計画期間内に新たに障がい者 2 人の採用を目指します。</p> <p data-bbox="512 629 647 663">(評価方法)</p> <p data-bbox="512 674 1337 752">毎年の任免に関する状況の通報により把握し、進捗管理を行うものとしします。</p>	項目	現状 (R2.4 予定)	目標	障がい者 雇用率	<b>2. 1 5 %</b> (R 2. 4 月 予 定) 7 人 / 325 人 = 2.15	<b>2. 6 0 %</b> 325 人 × 2.60 % = 8.45 人
項目	現状 (R2.4 予定)	目標					
障がい者 雇用率	<b>2. 1 5 %</b> (R 2. 4 月 予 定) 7 人 / 325 人 = 2.15	<b>2. 6 0 %</b> 325 人 × 2.60 % = 8.45 人					
② 定着に関する目標	<p data-bbox="512 797 1238 831">不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。</p> <p data-bbox="512 842 647 875">(評価方法)</p> <p data-bbox="512 887 1337 965">毎年の任免に関する状況の通報により定着状況を把握し、進捗管理を行うものとしします。</p>						
取組内容							
① 障がい者の活躍を推進する体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="496 1111 1238 1144">○ 障がい者雇用対策推進者として、総務課長を選任します。</li> <li data-bbox="496 1155 1326 1189">○ 障がい者である職員の相談窓口を設定し、対象者に周知します。</li> <li data-bbox="496 1200 1337 1279">○ 全ての職員が、障がいに対する理解を深め、職場全体で支援する体制づくりに努めます。</li> </ul>						
② 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="496 1335 1337 1413">○ 新規の障がい者の採用に向けて、負担なく遂行できる職務の選定並びに創出について検討します。</li> <li data-bbox="496 1424 1337 1547">○ 現に勤務する障がい者が、障がいの進行により従来の業務進行が困難となった場合は、負担なく遂行できる職務の選定並びに創出について検討します。</li> <li data-bbox="496 1559 1337 1637">○ 人事評価の機会を捉え、障がい者と業務の適切なマッチングができてきているかの点検を行い、必要に応じて検討を行います。</li> </ul>						
③ 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="496 1693 1337 1816">○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の機会に、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じます。</li> <li data-bbox="496 1827 1326 1906">○ 措置を講ずるにあたっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施します。</li> <li data-bbox="496 1917 1326 1951">○ 障がい者に限定した職員の募集を、継続して実施していきます。</li> <li data-bbox="496 1962 1337 1995">○ 募集・採用にあたっては、以下のような取扱いを行わないことと</li> </ul>						

	<p>します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定すること</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入を実施すること</li> </ul>
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。</li> <li>○同様に、町内の地域活動支援センター等が生産・加工・製作した物品の販売等についても、支援していきます。</li> </ul>